

第10回 福岡市個人情報保護審議会 個人情報保護制度部会 議事録

日 時	令和4年6月22日（水） 10:00～11:30
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	委員 （五十音順、敬称略） 五十川 直行 永星 浩一 北坂 尚洋 作間 功 山下 亜紀子 福岡市 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 吉野 靖啓 個人情報保護係長 禅院 義隆 個人情報保護係員 川崎 翔太 個人情報保護係員 二宮 新吾
議 題	個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

開会

議題 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

- (部会長) はじめに、条例事項である「開示・訂正・利用停止の手続」について、説明をお願いする。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 開示請求の決定期限は、条例と改正法とで違いが大きいですが、この期限というのは、ある意味で条例の趣旨をよく反映しているのではないかと思います。そこで、福岡市が開示請求の決定期限を7営業日とした経緯について説明をお願いします。
- (福岡市) 福岡市が個人情報保護条例を制定した当初は、決定期限を15日と定めていたが、平成13年に情報公開条例の改正について情報公開審査会で審議した際に、情報公開の範囲の拡大と同時に、情報公開の迅速性や適時性も重要であるとの考えのもと、決定期限を7営業日とすべきとの答申が示され、情報公開条例が改正された。その後、平成17年に個人情報保護条例の改正について個人情報保護審議会で審議した際に、情報公開条例と同様に決定期限を7営業日に短縮すべきとの答申が示され、個人情報保護条例が改正された。
- (部会長) 迅速に公開すべきであるという方針は重要なことであり、福岡市の特徴でもあると考える。
また、過去の経緯からしても、情報公開条例との整合性が重視されてきたことが分かる。
- (委員) 他の政令指定都市の決定期限はどれくらいか。
- (福岡市) 起算日の違いはあるが、福岡市以外は14日又は15日である。
- (部会長) 7営業日での対応は、事務担当課にとって負担となっていないか。
- (福岡市) 条例で定められた期限であるため、期限に間に合うように実施機関が努力している。
なお、開示請求件数は、例年400件前後あり、そのうち期間延長を行っているのは、1割弱である。期間延長となる事例としては、例えば、国民健康保険のレセプトや介護認定の主治医意見書があり、主治医に病名等の開示について意見照会

を行っており、それに要する期間として延長を行っている。

(委員) 訂正請求や利用停止請求は、何件程度の請求があっているのか。

(福岡市) 令和3年度の請求は、いずれも0件であり、ここ数年だと、あっても1～2件程度である。

(委員) 制度があまり知られていないということか。

(福岡市) 個人情報の利用方法等について市民からの問い合わせがあれば、実施機関でしっかりと説明をして対応することになるので、条例上の手続には至らないことも考えられる。

(委員) 開示請求の決定期限について、請求日によっては、長くてどれほどの実日数がかかるのか。

(福岡市) 例えば、金曜日に請求を受け付けた場合、実日数で11日となる。

(委員) 仮に、福岡市の開示請求の決定期限を他都市と合わせて14日や15日とした場合、市民にとって不利な変更になるのか。

(福岡市) 法が定める決定期限よりも短ければ、法的には問題ないが、公文書公開請求の決定期限が7営業日であることとの整合性や、これまでの経緯も十分考慮する必要がある。

(部会長) それでは、当審議会としては、市民の利便性の維持、公文書公開請求との整合の観点から、開示決定等の期限については、いずれも現行条例の取扱いと同等となるよう、改正法よりも短縮することを規定すべきであるということによいか。

(委員) 異議なし。

(部会長) 次に、条例事項である「開示請求の手数料」について、説明をお願いします。

(福岡市) 資料に沿って説明。

(部会長) 現行条例上は、実費の徴収のみで、手数料は徴収していないという理解によいか。

(福岡市) そうである。

(委員) 対象文書をwebで交付することはあるのか。

(福岡市) 現状は、技術的な問題などから、個人情報をweb上で提供することはできないが、今後の課題として認識している。

(委員) ビデオカセットテープが交付媒体として定められているが、それを再生する機器も含めて、もはや入手が困難かと思うが、どうか。

(福岡市) 適切な時期に見直しが必要であると認識している。

(部会長) それでは、市民の利便性の維持、公文書公開請求との整合の観点から、開示請求の費用については、現行条例の取扱いと同等となるよう規定すべきであるということによいか。

(委員) 異議なし。

(部会長) 次に、その他現行条例と改正法で違いがある項目として、まず、「任意代理人による請求」について、説明をお願いします。

(福岡市) 現行条例上は、特定個人情報に限り任意代理人からの請求を認めているが、改正法では、通常の個人情報であっても任意代理人による請求が可能となる。

任意代理人からの請求については、なりすましや本人との利益相反を防ぐ対策が重要である。現在も本人や法定代理人からの請求に対しては、厳格に確認を行っているところであるが、任意代理人については、国からもいくつかの対策事例が示されており、改正法の施行までに運用面のルールを検討していく必要があると考えている。

(部会長) 任意代理人からの開示請求について、現行条例では第何条に規定されているのか。

(福岡市) 第18条第3項であり、任意代理人の確認については第19条第2項に規定している。これらの規定は、番号法の施行に伴い追加したものであり、特定個人情報に限り任意代理人からの請求を認めているところである。

なお、現行の運用としては、任意代理人から開示請求があった場合には、委任者に電話、文書等で意思確認を行うなど、慎重な対応をとるようになっている。

(部会長)

改正法のもとでも慎重な対応をしていくということか。

(福岡市)

そのように考えている。

(部会長)

次に、「存否応答拒否報告」及び「理由の提示」について説明をお願いします。

(福岡市)

保有個人情報の存否も含めて回答しない決定を行う「存否応答拒否」については、現行条例第23条第1項に規定があり、改正法にも、相当する規定がある。

一方で、現行条例第23条第2項に規定する審議会への報告は、改正法に相当する規定がない。現行条例が審議会への報告を義務付けている趣旨としては、存否応答拒否の運用について事後的にチェックを行うというものであり、改正法のもとでも必要性が変わるものではないと考えている。

なお、審議会への報告は行政内部の手続きであるため、規則などの形式で定めることが考えられる。

次に、「理由の提示」については、現行条例第27条に、請求者がその記載自体から理解できるよう書面で非開示理由を示さなければならない旨が規定されているが、改正法では第82条第2項の解釈として、行政手続法第8条に基づき、請求者が明確に認識できるよう不開示理由を明示する必要があることが示されている。

現行条例第27条は、行政手続法第8条の趣旨を確認的に規定しているものなので、不開示理由の記載についての改正法の解釈を事務の手引等で周知して運用していきたい。

(部会長)

次に、「簡易な方法による開示」について説明をお願いします。

(福岡市)

現行条例第32条には、口頭その他の簡易な方法による開示手続について規定されており、各担当課が要綱などを定めて対応している。

改正法には相当する規定はないが、個人情報の提供のルールを定めた改正法第69条を根拠に提供可能との解釈が示されている。実務的な部分は、改正法のもとでも基本的に変わらないが、改正法の解釈の周知を行い、対応していきたい。

(部会長)

現行条例第32条では、あらかじめ定める個人情報について口頭などで開示請求ができる点があるが、改正法においては、第69条を根拠にできるという理解でよいのか。

(福岡市)

そうである。

(部会長)

現行条例の条文にある「口頭その他」の方法とは具体的に何か。

(福岡市)

口頭で行う場合や、開示請求書とは別の簡易な書面を書いてもらう場合などがある。

(部会長)

「あらかじめ定める保有個人情報」とは、具体的にどこに定めるのか。

(福岡市)

各事務担当課が作成する要綱などで、ホームページに手続が公開されているものもある。

(部会長)

次に、「訂正請求権、訂正請求の手続」及び「利用停止請求権、利用停止請求の手続」について説明をお願いします。

(福岡市)

訂正請求と利用停止請求について現行条例では、対象となる保有個人情報を明記していないが、条例の解説で、開示決定で開示を受けた個人情報のほか、簡易な方法によるもの、法令その他の条例で開示を受けた個人情報も対象となり得るとしており、これは対象となる保有個人情報が特定されている必要があるという趣旨と考えている。

その点につき、改正法では、訂正請求と利用停止請求の対象となる保有個人情報を、開示決定で開示を受けたものと、他の法令の規定により開示を受けたものと明記している。訂正請求や利用停止請求を行うに当たり、事前に開示請求を行うことについては、対象となる保有個人情報を特定できるので、請求内容の補正が必要となるおそれが少なくなると考える。

- (部会長) 現行条例において、当該訂正を求める内容が事実であることを説明する資料の提示・提出を求めることは、請求者からすると相当な負担となっているのか。
- (福岡市) 改正法の規定に加えて資料の提出を求めることは、請求権を制限することになるので、認められないというのが改正法の解釈である。
- (部会長) 他に質問等はないか。
- (委員) なし。
- (部会長) それでは、現行条例と改正法とで違いがあるこれらの項目については、福岡市から説明があったとおり、改正法の解釈の徹底などに留意しながら運用していくことでよいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) それでは、以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会